

平成26年11月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年11月20日

○出席議員 16人

1番 磯野典正君	3番 戸坂健一君	4番 藤本治君
5番 渡辺玄正君	7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君
9番 松崎栄二君	10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君
12番 寺尾重雄君	13番 土屋元君	14番 黒川民雄君
15番 末吉定夫君	16番 丸昭君	17番 刈込欣一君
18番 板橋甫君		

○欠席議員

2番 鈴木克己君 6番 根本譲君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
市民課長 渡辺茂雄君	介護健康課長 大鐘裕之君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 酒井清彦君	水道課長 岩瀬健一君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 植村仁君

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

議案第47号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

議案第51号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第52号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第53号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第54号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算

第4 報告

報告第6号 勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

開 会

平成26年11月20日（木） 午前10時開会

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は16人で、定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成26年11月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、丸沼議員及び吉野修文議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第46号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分による補正予算は、歳入歳出予算の補正で、去る10月6日の台風18号の通過に伴う暴風雨により被災した観光施設3カ所、都市計画施設1カ所、公営住宅17戸を初め、文教施設、社会教育施設等に係る復旧経費で、2次災害のおそれや市民生活に与える影響が大きく、急施を要することから10月10日に専決処分したものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に350万8,000円を追加し、これにより予算総額は108億5,818万1,000円となりました。

歳出予算においては、災害復旧費に350万8,000円を追加したものであります。

これに対する財源として、歳入予算に繰越金279万7,000円、諸収入71万1,000円を追加計上したものであります。

以上で議案第46号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第46号は、承認することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第47号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第47号から議案第49号までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、議案第47号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、平成26年8月7日付人事院勧告及び平成26年10月10日付千葉県人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当、給料表及び期末・勤勉手当について、所要の改正をしようとするものであります。

このうち、一般職の職員の給与等に関する条例の主な改正内容について申し上げますと、交通用具使用者に係る通勤手当について、距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げようとするものであります。

また、給料表につきましては、若年層に重点を置いた平均0.3%の引き上げを行おうとするもので、いずれも平成26年4月1日に遡及して適用しようとするものであります。

期末・勤勉手当の引き上げにつきましては、勤勉手当分について、平成26年12月支給分においては、支給月数を100分の15月、平成27年4月1日以降は、6月と12月支給で、おのおの100分の7.5月引き上げようとするものであります。

なお、職員組合との協議済みであります。

次に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは特定任期付職員の採用に関するということで医師とか弁護士等が対象になるものでございます。これについては、本市での採用実績はありませんが、医師、弁護士等の特定任期付職員の給料表及び期末手当を一般職に準じて引き上げようとするものであります。

次に、議案第48号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、人事院及び人事委員会の勧告を踏まえた一般職の期末勤勉手当の改定に準じ、特別職及び議会の議員の期末手当の支給月数を平成26年12月支給分は100分の15月、平成27年4月1日以降は、6月と12月でおのおの100分の7.5月引き上げようとするものであります。

以上で、議案第47号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第47号について質問いたします。この間、一般職の職員の給与が削減さ

れてきておりますけれども、それをどの程度回復する今度の改定になるのかということと、若年層に重点を置いているということなのですが、若年層の方々と、それ以外の方々では、回復される程度も違うのではないかと思いますので、その辺の詳細についてもあわせてお聞きをしたいと思います。

そして、人事院勧告は、今年度に限らず来年度についても勧告をしているわけですが、来年度の給与改定についてはどういう考え方が示されているのかご説明をいただきたいと思います。

それから、議案第48号と議案第49号についてであります。特別職並びに議員の期末手当の支給月数についてだけ変更しようという提案でありますけれども、人事院勧告の中の期末手当の支給月数だけを取り上げて、一般職の職員の給与改定に準ずるということとは言えないんじゃないかと思うんです。非常につまみ食いの対応で、支給月数の改定が必要ならば、それ自体を人事院勧告に関係なく、どんな道理があるのかというのを、むしろ提案すべきであって、人事院勧告は、給与改定、そして、こういった期末手当の月数、トータルで勧告して一般職の職員の給与並びに期末手当の月数を変更しようとするものですから、特別職と議員がその中の期末手当の支給月数だけを取り上げて今回改定しようというのは道理がないのではないかと思いますので、その説明を願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。まず1点目の今回の給料表といいますか、給料の改定についてでございますけれども、先ほど市長の答弁ございましたように、平均しますと0.3%の引き上げとなります。各級ごとの引き上げ率ということでご質問だと思いますので、お答え申し上げますけれども、1級が0.9%、2級が0.6%、3級と4級が0.3%、5級が0.2%、6級、7級も0.2%というふうに、若年層、若い層の引き上げを主にして、平均0.3%ということでございます。

それから、2点目の来年度の給与改定についてとの関係でございますけれども、確かに今回の国の人事院あるいは県の人事委員会の勧告の中には、給与制度の総合的見直しということで、27年度4月以降の給与関係についても勧告がなされておりますが、現時点におきまして、県あるいは県内の各市町村についても、この対応については全く白紙という状態でございます。そういうこともありまして、今回、本市の条例につきましても、提案しなかったということでございます。

それから、もう一つ、議案第48号の特別職、それから議案第49号、議員の皆さん方の期末手当の関係でございますけれども、制度的に一般職におきましては、期末手当と勤勉手当を合わせて、これを総称してボーナスとしてトータルで支給をしております。ところが、特別職と議員につきましては、勤勉という観念がないということで、一般職の期末・勤勉手当のトータルしたものを期末手当ということで支給をしております。これはうちのほうだけではなくて、県内の他の市町村においても大体がそういう考え方を採用しておりますので、先ほど議員が、今回は勤勉手当だけじゃないかというふうにおっしゃられましたけれども、あくまでもボーナスということでの引き上げということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 若年層の方々を重点に置いた給与改定が行われるという趣旨は、級ごとに上げる比率が変わっているということは理解できましたけれども、このことによって、この間、ず

っと進められてきた給与削減が十分回復できているとは、全く言いがたいと思うのです。削減されてきたことを少し補う程度のことであらうと思いますが、来年度から3カ年かけてということで、まだ白紙だということですから、そういったさらなる削減が、一方で示されているということでもありますので、今回の改定が一過的な給与の改善ということにとどまる可能性もあるということで、私は来年度以降の削減は断じてすべきでないと思うわけですから、これはどういう準備が、今後なされていくのか、そのことについて、あわせてご説明いただければと思います。

それから、特別職と議員の支給月数を変更するということですが、これは、その必要があれば、何も人事委員会勧告によらずに、そのこと自体の理由を明示して、それぞれ議案として掲げるべきであって、人事院勧告による一般職の給与が変わったから、特別職と議員もあわせて変えますよという、そういった変更の仕方というのは道理がないと思うのです。特別職並びに議員の月数変更がなぜ必要なのかということについてのそれ自体の理由が説明される必要があると思うのですが、改めてそのことについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。給与制度の総合的見直しでございますけれども、先ほども申し上げましたが、県もその対応について、勧告はなされておりますけれども、対応が今のところ全く未定であると。また、県内の市町村においても未定であるということで、今後、県あるいは県内の市町村の動向を見ながら勝浦市でも検討する必要があると思っております。

それから、もう一つ、特別職とか議員の皆さんについての期末手当について、人事院勧告によることじゃないじゃないかと、それを根拠とするのはどうなのかというご指摘でございますけれども、特別職あるいは議員の皆さんの期末手当については、人事院勧告をある程度の目安として下げるときは下げる、上げるときは上げるというふうにこれまでもしてまいりましたので、今回につきましても同様な基準でさせてもらったところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありますか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 特別職並びに議員の月数の変更なんですけれども、よそがやっているとか、これまでそういうふうにしてきたとかという、それは説明にならないと思うんです。変更が必要ない理由というのは、よそがやっているからではなくて、そのことが必要だということが勝浦のこの議会なり、特別職の方々の支給月数が、今のが妥当ではなくてこういうふうに改めるべきだという明確な理由がなければ、変更する必要は全くないと、私は思いますので、その説明は説明になっていないと思いますが、改めてその必要性、勝浦市の特別職と議員の月数を変更する明確な理由は何なのかということを、あれば説明していただきたいと思います。ないんじゃないですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の人事院勧告の背景には、民間と公務員との給与格差が大体0.27%、それだけ乖離しているから、その分を引き上げようと。ボーナス等についてもしかりで、そういう人事院勧告あるいは県の人事委員会勧告の中でもそういう考え方で一般職の引き上げがなされておるということでございます。先ほど申し上げましたが、これまでも特別職あるいは議会の議員の皆さんについても、一般職の人事院勧告等を目安に、そのときに見直しを行い、下げるときは下げる、上げるときは上げるというようなことをしてきましたので、今回もそのような考え方で提案させていただいたとおりでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号ないし議案第49号、以上3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号ないし議案第49号、以上3件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第48号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第50号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、議案第51号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第52号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第53号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第54号 平成26年度勝浦

市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。
猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第50号から議案第54号までの提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第50号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であり、給与改定及び配置転換等に係る人件費の調整、地域の元気臨時交付金の活用に係る事業費の調整、公民館の廃止に係る関連経費の組み替えのほか、災害復旧に係る事業費の計上であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に3,280万1,000円を追加し、予算総額を108億9,098万2,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、議会費におきましては、252万7,000円を追加し、総務費におきましては、一般管理費を主に460万5,000円を追加し、民生費におきましては、保育所費を主に3,767万3,000円を減額し、衛生費におきましては、清掃総務費を主に800万6,000円を減額し、農林水産業費におきましては、農業総務費を主に1,154万7,000円を追加し、商工費におきましては、観光費を主に2,435万6,000円を追加し、土木費におきましては、街路事業費を主に11万2,000円を追加し、消防費におきましては、非常備消防費を主に1,399万2,000円を追加し、教育費におきましては、芸術文化交流センター費を主に1,198万4,000円を追加し、災害復旧費におきましては、漁港施設災害復旧費を主に935万7,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に分担金及び負担金11万9,000円、使用料及び手数料7,000円、国庫支出金175万4,000円、繰入金139万5,000円、繰越金5,252万6,000円を追加計上し、市債2,300万円を減額しようとするものであります。

地方債におきましては、小規模治山緊急整備事業債ほか2件の廃止及び現年発生補助災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第51号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定におきましては、既定予算から182万円を減額し、予算総額を28億6,269万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、給与改定及び配置転換等に伴う人件費の組み替えに伴い、一般管理費に87万4,000円を追加計上し、賦課徴収費を269万4,000円減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に繰入金182万円を減額しようとするものであります。

直営診療施設勘定におきましては、既定予算に95万4,000円を追加し、予算総額を6,833万3,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、給与改定及び配置転換等に伴う人件費の組み替えを含め、一般管理費に95万4,000円追加計上しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で繰入金95万4,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第52号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に21万5,000円を追加し、予算総額を2億3,242万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、給与改定及び配置転換等に伴う人件費の組み替えに伴い、一般管理費を主に21万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に繰入金21万5,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第53号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に171万円を追加し、予算総額を22億8,213万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、給与改定及び配置転換等に伴う人件費の組み替えに伴い総務管理費を主に147万9,000円追加し、地域支援事業費におきましては、包括的支援事業費を主に28万9,000円追加し、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金5万8,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に、国庫支出金11万5,000円、県支出金5万6,000円、繰入金153万9,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第54号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、収益的収入及び支出の補正であります。収益的収入で16万円を減額し、収益的支出で105万2,000円を追加しようとするものであります。

この内訳は、収益的収入におきましては、他会計補助金で16万円を減額し、収益的支出においては、原水及び浄水費で14万3,000円、配水及び給水費で556万8,000円をそれぞれ追加し、総係費で430万8,000円、その他特別損失で35万1,000円を、それぞれ減額しようとするものであります。

以上で、議案第50号から議案第54号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案としては、議案第50号から議案第54号にわたりますが、先ほどの議案第48号と議案第49号については、私は賛成できる理由はないということで賛成しませんでしたけれども、この議案第48号並びに議案第49号にかかわる補正は、どの会計のどの項目で幾らかということをご説明いただきたいのと、議案第54号の水道事業会計の補正は、職員給与の変更に伴うこと以外の項目が含まれているのかどうかをご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。先ほどの特別職及び議会の議員の皆さん方の期末手当の引き上げの関係の予算がこの中のどちらに計上されているかということでございますけれども、まず、21ページに議員人件費がございますけれども、ここでトータルで90万6,000円、これが引き上げ分になるところでございます。

それと、次の22ページ、説明欄の下段に職員人件費として特別職という項目で設けてございま

す27万6,000円でございます。ただ、厳密に言いますと、教育長は特別職でございますけれども、給与面では一般職になりますので、それは教育費のほうで別にほかの職員と一緒に計上させていただいております。それを合わせますと、全体で35万5,000円ほどがこれによる引き上げ額ということになります。特別職につきまして、三役につきましては、合わせますと35万5,000円の引き上げになります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。今回の水道事業会計の補正予算の内容ということでございますが、今回の補正につきましては、人事院勧告、及び職員の配置がえに伴う人件費の補正でございまして、それ以外の補正の内容はございません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号ないし議案第54号、以上5件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号ないし議案第54号、以上5件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第51号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第52号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 举手全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第53号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔举手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 举手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第54号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔举手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 举手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（岩瀬義信君） 日程第4、報告であります。

報告第6号 勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第6号の勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について申し上げます。

本行動計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の第8条の規定に基づき報告させていただくものであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、市町村計画は都道府県計画に基づき作成することとされ、計画に定める事項もおおむね決められています。

本行動計画の対策の基本的な戦略といたしましては、流行のピークを遅らせるということと、ピーク時の患者数等を少なくすることで、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保し、生活や経済に及ぼす影響を少なくするという国の行動計画に基づく内容となっております。

具体的に国・県の計画に基づき市が取り組むべきものとしたしましては、まず1つは、実施体制、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、地域経済の安定の確保という市行動計画の主要6項目がございます。

実施体制につきましては、市全体で取り組み、必要に応じて新型インフルエンザ等対策本部を設置し、対策を講じてまいります。

情報提供・共有では、国・県等からの情報収集や市民への周知に努め、市民の安全確保並びに

パニックの防止に努めてまいります。

予防・まん延防止につきましては、マスク着用や手洗い等の個人対策のほか、地域対策、職場対策として、職場における感染対策の徹底や、県から不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の要請があった場合、必要な協力を実施してまいります。

予防接種につきましては医療の提供や新型インフルエンザ対策に携わる者に対し先行して行う特定接種と、住民に対して行う住民接種の2つに区別されます。住民接種は、一度に全ての住民の接種は不可能であることから、4つの対象者の区分に分類し、国が示す優先順位により、順次接種を行います。

医療は、県主体で実施するもので、協力が主なものになります。

住民生活・地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ発生時に市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、国、県等と連携して準備することとなっております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年11月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時42分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第46号～議案第54号の総括審議
1. 報告第6号の報告

上記会議の顚末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員